

横浜市生活自立支援施設はまかぜ 事業計画書

自 2026年4月 1日
至 2027年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡済会

神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として
文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める。

1 2026年度事業計画の概要

- ・施設を利用する方々が、安心して施設生活を送れるよう健全な管理運営に取り組む。
- ・幅広く生活困窮している方々の受け入れを行うと共に退所後の生活に希望を持ち、安定した生活が継続できるような支援を創出、充実させていく。
- ・施設を退所された方々が、地域社会での生活に孤立をしてしまわないように各機関とのネットワークを構築して支えていく。
- ・緊急時や災害発生時に施設を利用している方達を的確に安全確保とBCP計画を実行し安心安全を維持していく。

2 運営計画

(1) 基本理念の実行

事業運営にあたっては、法人の基本理念である「あらゆる人の尊厳を守り、常に人が人として文化的生活を営めるようその自立に向けた支援に努める」という言葉の意味を理解し権利と尊厳を守り、柔軟な考えを持ち幅広く個々の事情に沿った支援を行う。

(2) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①居宅支援施設の運営

- ・居住支援施設として幅広く受け入れを積極的に行い、宿泊場所と衣食の供与を行い、安心して生活できる場所の提供を行うと共に、日々の生活に季節感を感じられるような取り組みをおこなう。
- ・生活に困窮している方々や支援を受けず（知らず）に孤立が進む情報弱者となりつつある方々に対しSNSを通じて正確な情報を広く発信していく。

②自立相談支援機関としての支援

- ・自立相談支援機関として、多岐にわたる「はまかぜ」利用者の抱える課題・問題を前に進める相談・支援をおこない、利用者の自立と地域定着に向けての取り組みを続ける。地域の社会資源と連携して、支援の選択肢を増やしていく。
- ・支援会議やケースカンファレンスなどを適宜、開催し情報の共有に努める。
- ・支援に伴う事務処理は期限内に確実に実行。

③アウトリーチ

- ・自立相談支援機関「はまかぜ」のアウトリーチ部門として、専任看護師と共に相談員が巡回して行う生活・健康相談を通して、生活困窮者の早期把握に努め、適切な相談支援につなぐ。困窮時に相談できる窓口や制度についても周知活動も並行して行う。
- ・退所後支援を通して、はまかぜ退所後の利用者へ地域生活継続・定着のため情報提供や同行等の支援を積極的に行う。

- ・地域住民や市民の通報、相談を受けて現地へ赴き、健康相談、生活相談等を行い状況把握を行うと共に、関係機関と連携を取り解決に向けて進めていく。また、ホームレスから提供される情報を問題解決に向ける行動に変えていく。

(3) 利用者支援

①個別支援のために

- ・利用者の職歴・生活歴・能力・意向を踏まえ、個々の事情に合わせて作成した支援プランに基づき、支援情報を職員間で共有し幅広い支援をおこなっていく。

②就労支援

- ・これまで行ってきた支援プログラム内容の再度見直しをおこない、利用者が就労支援を受けることのメリットを多く感じることが出来る支援を生み出していく。
- ・選択肢の多い就労支援を行うことで、就労支援を継続しながら個々の課題解決への糸口を見つけていく。

③退所後生活の定着のために

- ・利用者が退所後に安定して地域での自立生活を送り安心して地域生活を送れるように、退所後支援を通して利用者の生活確認と日常生活の不安や不満を聞くことで生活の維持ができるよう支援を行う。
- ・生活に困った際に相談できる機関や制度等の情報の発信を行う。必要に応じて相談支援機関へ同行し適切な繋ぎを行う。

④未然防止のために

- ・借上げシェルター、ワンナイト、借り上げ住居（仮称）入所の活用を通して、幅広く受け入れを行い「今困っている状態」「居所の不安」「明日の生活の不安」の解決に向けて取り組む。
- ・アウトリーチや地域ネットワークを利用し情報の共有と、早期相談へ繋がるような取り組みを行う。

⑤医療面の支援

- ・協力医療機関と連携して利用者の健康診断を通して健康状態の把握に努める
- ・健康診断結果を踏まえて支援プランを策定する。また看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援も並行しておこなっていく。
- ・必要に応じて服薬の管理をおこない服薬の習慣づけと病状の安定に努める。
- ・嘱託医（精神科）の活用により、利用者の持つ不安な気持ちや落ち着かない気持ちの解決する糸口となるような相談・支援を行う。
- ・医療費に課題を持つ利用者に対して、無料低額診療等を利用し治療可能な状態を維持する。また、医療費の貸付を積極的におこない、治療を必要としている者が受診が出来ないという状況をなくす取り組みを行っていく。
- ・感染症等の予防対策・拡大防止策を常時から整えておく。

⑥施設設備の活用

- ・経年劣化が進む施設内設備の入れ替えや利用者アンケートを反映した設備の導入を検討していく。

(4) 関係機関との連携

①連携・構築

- ・横浜ハローワークの相談方法にリモート相談を取り入れ、相談がよりスムーズに進められるように環境を整える。
- ・横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や、神奈川県ホームレス就業支援協議会の就業支援相談室と連携して利用者の就労支援を行う。現状では一般就労が困難と思われるケースに対しては、技能講習や体験講習を利用するなど、就労自立に繋がる支援に努める。
- ・本会の運営する福祉施設との更なる連携を深め、更生、救護、高齢者施設などの福祉施設への入所に向けた支援を行う

②アディクション

- ・地域の社会資源と連携・協力を得ながら、様々なアディクションによる課題を抱えている者に対して、回復に向けた支援を行う。
- ・アルコール、薬物、ギャンブルの依存症の病識の理解と施設として回復サポートに求められる支援内容の議論を深める。
- ・定期的に通所施設の職員を招き、当事者の話を聞き依存症と回復についての理解を深める。

③関係機関

- ・各区生活支援課との定期的な連絡会や説明会を設け相互理解に努め、改めて施設が困窮者にとって有効な支援をおこなえるという事の認識を持ってもらう。
- ・健康福祉局生活支援課援護対策担当と定期的な連絡会を開催し、支援状況、実績、対策等の共有を行う。
- ・今後変化を続けていく困窮支援の考え方や制度等の共通の認識を維持し利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行う。

⑤住宅

- ・横浜市居住支援協議会を活用した住宅相談や、近隣にある不動産業者の活用により、利用者の退所後の居所確保を図る。

⑥アウトリーチ

- ・アウトリーチ活動がより効果的に行えるように、横浜市ホームレス等総合相談推進懇談会を開催して、関係機関・団体、識者などの方々からの意見を得て、今後のアウトリーチ活動やアウトリーチの役割、意味を再確認していく。

(5) 施設運営・衛生管理

①レクリエーション

- ・利用者の状況に応じた施設内作業の実施や、施設生活の環境の向上に向けて様々なレクリエーションや施設生活という生活から感じにくい季節感や心のゆとりを得ることが出来るようなイベントの企画実行をすすめていく。

②施設の衛生管理

- ・定期的な消毒や寝具乾燥、カーテン類の定期交換などを実施する。感染症対策については常時より準備をおこない、急な発生に対応できる体制を構築する。

③施設生活の協働化

- ・希望者を募って施設内清掃作業を実施し、作業後には謝金を渡す。謝金の金額については社会情勢を加味し検討していく。

④厨房関係

- ・栄養士による利用者の健康促進を行う。また、食品衛生面においては、本会の契約している、衛生コンサルタントを通して適性管理を行う。
- ・経年劣化が進む器具については適宜入れ替えを行う。

⑤安全・安心な施設運営

- ・日常的に災害への抑止対策に取り組むと共に、地域や施設内関係機関との防災訓練及び地震災害訓練を行う。災害時のBCPや参集計画を定期的に更新していく
- ・本会が行う各事業所が参加して行うDIG訓練に参加。

⑥施設への見学や実習の受け入れ

- ・社会福祉法人の社会的使命として、福祉人の育成、社会福祉士養成の一環として実習生の受け入れを継続していく。地域の社会資源として幅広く見学の受け入れを行い、事業説明と困窮制度の周知拡大を図り理解を深めていく。

⑦寿地区年末年始対策事業

- ・年末年始の休庁機関に実施される「寿地区年末年始対策事業」へ協力する。

(6) 職員育成

- ・ 職員が安心して働ける環境を職場内に確立させ、ハラスメント防止、ワークライフバランスに配慮した取り組みを進めると共に、事業の進む方向を全職員間の共通認識として協力関係を充実させる。
- ・ 本会の人事評価や育成方針に基づいた組織・体系的な研修を実施する。また、外部研修（リモートも含む）に積極的に参加し、他機関や他事業所の支援に触れる機会から得た情報を職場で共有できるように努める。
- ・ ケーススタディなどの定例職場研修を通して職員へのコンプライアンス意識向上を図り、組織のリスク管理や組織力の向上を図る。
- ・ 資格取得に向けて本会の資格取得支援制度を有効に活用すると共に、取得を目指す職員への理解を職場全体で深めていく。

(7) 環境保護

- ・ 施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努める。
- ・ 脱酸素への取り組みの継続。

3 本年度の課題・目標

(1) 法令・改正法の理解

- ① 法律の施行から10年経過した中で改めて「生活困窮者自立支援制度」をより深く理解し発信に努める。
施設型自立支援機関として幅広くニーズを受け止められる体制を整えていく。

(2) コンプライアンスとガバナンス

- ① ハラスメント防止、個人情報保護など、法令を遵守する意識を職員間に浸透させ、組織としての管理体制を強化する事で、組織のリスク管理につなげていく。
AIを利用する際のリテラシー体制の構築を図る。カスタマーハラスメントについても理解を深めていく。

(3) 体制

- ① 職場内の組織図を職員が十分に理解し行動できるよう周知を行っていく。
- ② 2025年度より取り組みを始めた分析をさらに推進し、目標値の根拠や論拠を職員全体で共有できる目標を設定する。
- ③ 魅力アップ検討委員会を中心に施設の新しい機能導入を進めていく。
借り上げ住居支援、居室一部の半個室化 女性利用者専用半個室への準備
- ④ サービスプラン班を中心に、施設生活に色合いと季節感を感じるのことができるイベント等を企画していく。季節湯、映写会 イベント飾りつけ等

(4) 施設機能の見直し

- ① 事務機能のブラッシュアップ、ICTの推進化を進めると共に、より安全で効率的なシステムを継続的に構築していく。
- ② 利用者の現状を踏まえて、施設のハード、ソフトの両面から支援内容の見直しをおこない、効果的な施設機能を構築する。
- ③ インターネットサービスを利用し制度、事業、支援内容等を積極的に発信していく。HP・SNSを有効に活用していく。

(5) 生活困窮者自立支援法改正に伴う業務執行のために

- ① 管理職職員による支援経過の確認と支援に関わる議論をおこない、支援員の進めたい支援を後押しできる相談関係を構築すると共に、業務上のルールを確認しながら遂行していく。
- ② 無料低額診療制度の活用などによって、利用者のだれもが必要な医療受診が受け

- ることのできる環境を整えていく。
- ③入所時搬送サービスの実施継続についての議論を通じて、タクシーを利用したの受け入れの実績を積み上げていく。
 - ④借上げシェルター、ワンナイト入所、要配慮者の借上げシェルター、借り上げ住居（仮称）等を活用して、利用者の事情に沿った受け入れを積極的に行なう。
今年度より開始する、借り上げ住居については、孤立化している困窮者の支援と地域生活の安定継続の支援に特化して進めていく。
 - ⑤施設の広報や外部の情報収集を行うと共に、地域社会資源とのつながりをさらに促進する。
 - ⑥他の自立相談支援機関との関係を構築し情報、課題の共有を行う。川崎市との定例会の継続と神奈川県との連携を深め「神奈川モデル」の基礎確立に向けて取り組んでいく。
 - ⑦アウトリーチ活動、退所後支援などにより、施設外にいる対象者のニーズ把握に努め、はまかぜや関係機関と連携をして適切な相談支援を行う。市民相談についてはこれまで同様迅速に対応していく。
 - ⑧利用者のアンケートを行って、利用者の意見・要望の把握に努め、業務や支援に反映させ、改善に取り組む。
 - ⑨日頃から利用者のニーズ把握や信頼関係の構築に努め、支援中断による利用者の退所抑止に努める。寄り添う支援を目指していく。
 - ⑩ホームページを通して、外部の生活困窮者からの相談や問い合わせを受け、適切な相談窓口などの情報提供を行う。
- (6) 就労支援について
- ① 就労自立率＝就労可能と判断された者の内、50%の就労自立を目標とする。
（目標達成のために）
 - ア 就職セミナー、各種講座などを活用して就労への意識付けを行う。
 - イ 利用者には、求人の状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業との連携により就労による自立支援を促進する。
 - ウ 技能講習、体験講習の活用により、利用者のスキルや経験に基づく就労活動を促して、就労につなげる。
 - エ 支援を受ける側が利用しやすくするために、就労支援の条件を見直し有効な支援だと感じる事が出来るような選択肢を多く提示できるような内容を目指していく。
 - オ 職業相談室、横浜相談室との定期的に進捗状況を共有し、双方の視点から有効な支援を考えていく。職業相談室とのリモート相談の実施（2026年度内）に向けて進めていく。
- (7) 退所後支援
- ① 支援担当職員とアウトリーチ担当職員の連携の強化と共に、早いタイミングでの情報提供や共有を図り、対象者との関係づくりに取り組む。
 - ② 退所後の生活を安定させ再び路上に戻らぬように、利用者の退所後のアフターケア機能としてのプログラムの構築に取り組む。「求められる支援の実施に向けて」を議論していく。
- (8) 人材確保・育成
- ① 法人と一体になって人材の確保に努め、組織全体で新人の育成に取り組む。
 - ② 職員は国や県が行う研修に順次参加し、法律や制度への理解を深める。
 - ③ 施設職員のスキルやキャリアアップを奨励・支援し、職員が知識を深め、技術をみがき、充実して仕事に取り組める職場環境を創る。

- ④定期的なケーススタディ研修などを行うと共に、法人の育成計画に基づいた研修を行って職員の育成やレベルアップを図る。
 - ⑤国の「働き方改革」の推進に沿い、残業や休暇取得などで、職員により有効な職場環境の構築に取り組む。
 - ⑥人権研修や個人情報保護に関する研修を定期的に行う。
 - ⑦本会の資格取得支援制度の活用を促すと共に、職場全体が取得に向けて取り組む姿勢に理解を示す。
- (9) 施設運営・設備
- ①文書管理・保管について、規程に基づいた適正な管理に取り組む。
 - ②老朽化により大きなリスクが想定され修繕を要する設備については、修繕計画をたて、タイミングを逸することなく、早急に修繕を実施し長寿命化を目指す。
 - ③新たに備品購入を要する物は、中期計画に基づき費用対効果を考慮していく。
 - ④事業を行ううえでリスクの定期的な棚卸しや設備の点検を行い、安全な事業の実施に努める。
 - ⑤寿地区年末年始対策事業への協力は、横浜市の仕様にに基づき支援団体など協力団体の協力を得て、円滑に運営できるように取り組む。

4 資料 2025年度事業について

(※数字は2026年1月末まで)

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①居住支援事業による「はまかぜ」の施設運営

ア 利用者数

- ・367人（前年度同月比人37減）
- ・借上げシェルター利用者数＝149人（前年度同月比21人増）
- ・ワンナイト入所利用者数＝21人（前年度同月比22人減）

②自立相談支援機関としての支援

ア 個別支援

- ・利用者の同意のもとに適切な支援プランを作成、またグループ内で支援情報の共有化と活用を図り、利用者の自立に向けた支援を行った。

イ 関係機関との連携

- ・各区の自立相談支援機関やハローワーク、医療機関、生活保護施設などと定期連絡会などを通して連携を図り、利用者の退所後の生活安定を考慮した支援に努めた。民衆館 3回 中央浩生館 2回
- ・搬送サービス実績（5区：67件 前年度同月時：55件）
- ・他の自立相談支援機関のセーフティーネット会議等出席。
 - （中区：1月 ネットワーク会議）
 - （緑区：7月、1月 ネットワーク会議）
 - （旭区：10月 ネットワーク会議）
 - （港南区：6月 ネットワーク会議）
 - （西区：12月 ホームレス協議会）

ウ アウトリーチ支援

- ・年間の相談件数（街頭相談を含む）＝912件（前年度前月比29件減）

- ・はまかぜへの入所実績（街頭相談入所含む）＝36 件（前年度同月比 3 人増）
- ・市民等からの通報数＝200 件（前年度前月比 37 件増）（HP 経由の情報提供含む）
- 各機関との連携 鶴見区合同巡回 西区南北自由通路合同巡回 港北区上大岡合同巡回 中区石川町合同巡回

エ 退所後支援

- ・退所後にアパートに入居して自立生活を送る者に対して、退所後の安定した居宅生活の確保推進を目的に、電話での状況確認のうえで感染予防に配慮しながら、見守りや相談を行う退所後支援を行った。
- ・訪問数（メール、連絡含む）208 回
- ・退所後支援開始者 27 名、終了者 22 人（前年度の繰り越しを含む）

オ 支援中断による退所

- ・支援の中止率（無断、期限、その他）
12.5%（前年同月時 16.7%）
- 退所時にアパートへ居所を確保した者
- ・55 人（前年度同月比 6 人増）

(2) 施設運営・衛生管理

①はまかぜサービスプラン（イベント）

- ・季節湯
菖蒲湯（5 月）ハッカ湯（8 月）かぼちゃ湯（10 月）ゆず湯（12 月）
- ・季節イベント
ハロウィン飾りつけ（10 月）クリスマスお菓子配布、飾りつけ（12 月）
- ・映写会（9 月）
- ・外部イベント参加 マジックショー（4 月）

②新たな施設機能の導入

- ・施設の今後を見据えた新たな施設機能の導入に向けて、魅力アップ委員会内で議論を継続して施設の魅力と機能アップに努めた。特に女性利用者の生活環境改善と男性居室の一部半個室化、借り上げ住宅（仮称）については開始に向けて着手を始めた。

③見学者・実習生の受け入れ

- ・本年度は、前年度同様に国家資格取得を目的とした学生の実習は、1 校 2 名を受け入れた。また、施設への見学者の受け入れは 61 件（前年度同月比 11 回減）、514 名（前年度同月比 10 名増）の見学対応を行った。
5 月には前年度に続き、法人主催でアメリカのジョージメイソン大学の学生と横浜隼人高校の学生を見学に招き、アメリカと日本の支援の考え方の違いや若い世代との困窮者支援について意見交換を行った。（前年度は横浜市立大学の学生を招く）

④防災訓練の実施

- ・複合施設内の利用機関との合同防災訓練を行った（9 月 24 日）。
- ・施設単独で夜間想定避難訓練を行った（11 月 26 日）。
- ・BPC 計画書の更新
- ・DIG 訓練（法人内研修）に参加

⑤衛生点検・フトン乾燥・消毒

- ・職員が月 1 回、居室の衛生点検を行い、利用者へ衛生保持を働きかけている。

- ・法人委託の食品衛生コンサルタントによる食堂の衛生点検を隔月に実施。
- ・毎月1回、居室の消毒および害虫発生時に消毒を実施。
- ・年6回のフトン乾燥を実施。
- ・年2回、居室及びベッドのカーテンの交換

⑥利用者アンケート

- ・利用者アンケート（7月11日～16日、12月27日～29日）を実施した。
- ・結果は施設内の掲示や、はまかぜ通信、法人ブログ、Instagramに掲載し周知を図った。

⑦2026年1月「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）の受託

- ・1月6日から1月12日に調査を実施。

⑧令和7年度寿地区年末年始対策事業（12月26日～1月6日）への協力

- ・臨時宿泊所の運営（入所4名）
- ・借上げ宿所の運営（利用52名　うち女性9名）

⑨はまかぜ通信（隔月発行）

- ・各区生活支援課や関係機関への広報とより一層の連携を目的として、広報誌を作成して施設内容の広報周知を行った。
52号（4月）、53号（5月）、54号（7月）、55号（9月）、56号（11月）
57号（1月）　発行

⑩精神科嘱託医

- ・利用者の精神面の不安等の相談ツールとして活用。（本年度の利用実績はなし）

⑪施設の維持管理

- ・経年劣化による補修箇所が増えてきていることから営繕窓口職員（役職職員）と設備管理の業者による設備の巡視・点検結果をもとに修繕計画をたて、施設設備の修繕を行った。

⑫情報発信

- ・Instagramでは日々の施設の催し物の様子を中心に発信をした。
- ・本年は横浜市のおこなっている生活困窮者支援をX広告で発信すると共に、市内の地域、年代、性別で関心を示す数値を集計し分析に繋げていけるよう取り組みを始めた。また、年末年始対策事業の告知をInstagram、Xと連動して情報発信を行った。
- ・困窮している人が安心して相談が出来るように、HPを開設し相談しやすい環境を整えた。
- ・SNSで情報を発信する際は、正確な情報を取り扱うと共に、横浜市の生活困窮者支援の制度に遷移できるように紐づけをおこなった。

(3) 職員育成

①法人による階層別研修を実施

- ・新任者研修（年4回）2名参加
- ・評価者研修（3回）3名参加
- ・目標管理・研修シート研修（6月10日/11日）
- ・法人全施設職員参加のケーススタディ研修（10月17日）

②外部研修

- ・令和7年度相談支援員初任者研修（10月6、7日）1名参加
- ・令和7年度生活困窮者自立支援制度都道府県研修（2月21日1名参加）
- ・一時生活支援事業支援初任者研修（12月16～12月17日3名参加）
- ・神奈川女性フォーラム（1月16日1名参加）

③職場内研修

- ・グループ支援情報共有会議を各班随時実施。

(4) 就労支援の取り組み

① 就労自立率＝58.2%（前年度同月比 9.9 ポイント増）

ア 利用者の個々の事情に対して柔軟な対応を行った。

- ・可能な限り極力利用者の個々の事情に合わせた就労支援に取り組み、就労自活の促進に取り組んだ。

イ 就労セミナー

- ・就労セミナーの参加 62 人 12 回実施（前年度同月比 22 人減）
テーマをアンガーマネジメント、ビジネスマナーや面接など求職の基礎的な内容に設定。
就労支援職員による参加への働きかけや、求職者にとどめず広く利用者から参加者を募った。
セミナー担当職員を固定せずに全体業務として関わり、セミナーの内容や目的の理解を深めた。

ウ 就業支援事業との連携

- ・就業支援事業の担当者と、連携を密にして利用者の支援に有効な技能講習や職場体験講習などへの参加に向けて働きかけた。

エ 職業相談室との連携

- ・神奈川県労働局より派遣されてくる担当者とハローワークへの登録、求人の紹介などの際にアドバイスを受ける。随時、利用状況や相談者増に向けての打ち合わせ実施

(8) 2025 年度事業の評価

- ・組織編成上、職員の充足が必須となる状況で、年間を通して職員の確保に向けて有料求人媒体を利用し、正職員 3 名、非常勤職員 1 名を雇用した。
- ・数年に渡り、体調不良による休職や復職途中の職員と定期的に面談をおこない安心して働ける職場環境を継続して整えた。
- ・昨年度に続き、エアコン（ガスヒーポン）の交換を実施。施設内全てのエアコンの交換を完了した。。
- ・年度を通して介護的支援を要する利用者が在籍していた。日常生活に課題を抱える利用者の支援は求められることの多くを行うことは難しい状況がある。その中でも安心・安全な生活を維持していくことを念頭に捉えて支援を行った。
- ・年間を通して様々な課題を抱えた女性の利用が続いた。特別な配慮を要する女性が利用した際は、「限られた条件の中で出来ることを支援」をおこない、次の生活環境へ引き継ぐことが出来た。
- ・利用者アンケートを 2 回実施。アンケート結果の検証と結果の周知を行った。
- ・川崎市自立支援施設と定期的な連絡会の開催を進めることが出来た。

○生活困窮者自立支援制度の施行以降、積み重ねてきた経験と信頼を基に、関係機関と連絡を取り、幅広く横浜市の困窮者支援の特色である「困窮者全般の受け入れ」を推進し、配慮が必要な方への支援、障害を抱えた方への合理的配慮の考えを意識しながら柔軟な考えを持ち取り組みを進めた。受け入れに関しては、困窮している今の状況を自立支援施設としての役割を自覚しながら、幅広く受け入れをおこなった。職員の体制を整えるにはまだ時間を要してしまう状況であるが、グループ支援の浸透により情報を共有する事で支援側が抱え込みをしない支援を目指した。業務配分の均等化に向けての取り組みは、次年度以

降も継続していく事となる。

単年で企画実行するには難しいことではあるが、社会福祉法人として地域への貢献をどのように果たしていくかは、この先の課題でもある。寿町内の社会資源として認知してもらっている自立支援施設ではあるが、地域への還元を十分果たしているとは言えない。地域の一員として施設機能を活用してどのように貢献していけるかの議論を続け実現に向けていきたい。